

牟子問題の清算（承前）

山内，晋卿

<https://doi.org/10.15017/2557105>

出版情報：文學研究. 5, pp.1-20, 1933-07-10. 九州文學會
バージョン：
権利関係：

文學研究

第五輯

(昭和八年七月發行)

牟子問題の清算 (承前)

山 内 晋 卿

六

以上本問題に關し根本資料を取揃へ順序づけをして見た。さてこの段から問題別に考へて見る。先づ「牟子」が何故に「法論」や「弘明集」の如き佛教總集中に収録せられたか、その邊の事情を考へて見なければならぬ。それは當時の佛徒の對外的要求に本づくのである。「弘明集」後序に對外的問題を概括して六疑として居る。中々面白い。その第六に「漢魏は法徴にして、晋代に始めて盛なるを疑ふ」云あり。今日から見ればそれが歴史的事實である以上は、何とも致し方なき話で、之を疑ふ方も之を言ひわけする方も、均しく無理の様であるけれども、佛教側が佛力の

廣大無邊を主張する教義の建前からは、教義と事實と相互の間に關係ありて、然かくあつさりし切離されない。出來得べくんば漢代に佛法の繁昌した光景を立證して見たい所である。そこに當時佛教徒の悩みがある。於是その結果古史の研究や、古書の搜索が盛に行はれ、遂に彼れらに由り故書堆裏に偶然にも發見せられたのがこの「牟子」の一書であらう。その中の漢明求佛の記事が、如何に彼れらの眼を眩らしたであらう。さきに引いた陸澄の本書に關する斷り書は幸にその消息の幾微を洩らして居る。即ち彼れは本書を教門集中に入れないで緣序集中に入れたのは、その内容の大部分が佛教々義の應酬であるに拘はらず、特に漢明求佛の記事を注重したからである云ふ。これがやがて本書の「法論」に收録せられた事情でもあらねばならぬ。

この特殊の事情は「法論」既に然かり「弘明集」も亦然かりである。集の後序に所謂ゆる第六疑を釋して『明帝夢に感じて、傅毅佛を稱するに逮ひ、於是秦景東より使ひして、攝騰西より至る。乃ち像を開陽の觀に圖し、經を蘭臺の室に藏す』と云ふ。この中の人名地名に關する固有名詞の具列が「牟子」の記事に根據するこゝなしに如何にして出來得やう。但し論體の文であるから牟子曰はくミ態々指斥しないだけのこゝみである。且つその次下の『魏武英鑑、書に妙化を述ぶ』と云ふのも「法論」緣序集中に收録した所の魏の武帝の孔文學に答へた書面に根據するのであるから、かたゞ以て明白である。これが本書の「弘明集」に收録せられた理由であらねばならぬ。

尙ほそればかりでない。「世説」注も「文選」注も、その所引が揃いも揃うてこの求佛の記事に限られたと云ふこゝみは、獨り當時の佛教徒ばかりでなく、外間學者も特にこの記事あるが爲に、本書に注意したこゝみ可知れる。即ち彼れら注家は事苟くも求佛の記事に關する限り、本書を以て袁宏の「後漢紀」や范曄の「後漢書」等々よりも一層根本的

資料を見做して、敢て彼れらを捨て此れを取つたのであらう。かくの如き効果を贏ち得たのは一面佛教徒の成功も見られ、また他面本書が決して郷校免園の僻書として一概にさげしむべきでないことを物語る云つて宜からう。併しながら今日の學徒に取りては、本書の價值は種々の問題に涉りて別に甚大なるものがある。あながち求佛の記事にのみ存するものでないことは云ふ迄もない。

さて本書の佛教徒に由りて發見せられ珍重せられた當時の事情を前提として、筆者の想像を遑うして見るならば、隋志に『後漢太尉』の四字を冠せた經過が、多少合點出来る様である。隋志の見た單行本の本書は、固り現行本と異りた所もあらう。しかし湛然が『靈帝崩後』云々と眞つ向から解説した點から考へて、卷首の序文にそれらの文句を存して居たに相違ない。それに拘はらず『後漢太尉』を冠した加筆者があつたミスれば隨分酷い。しかし明帝求佛の記事に驚喜した當時の佛教徒にして見れば、恕すべき點がないでもない。恐らくは發見當時の題署は牟融の二字であつたらう。佛教徒の或る者はそれを見るや大早計にも後漢太尉牟融と速斷し。即ち明帝當時の實狀目撃者として層一層この書中の記事を固ため、その價值を高めさすべく、敢てこの四字を加筆したのかも知れない。若し明帝同時に牟融なる人なく、またその人が太尉の高官に昇れる知名の人でなかつたならば、かくの如き滑稽は演出せられないであらう。夫れ然かり考へ様に由りては、この蛇足ありてこそ却つて隋志の所収が確かに現行本と同一内容を有し、明帝求佛の記事を含むものであることが反證せらるゝのである。筆者が先きに隱約の間に窺知さる云つたのはこの點である。要するに『後漢太尉』の四字が別人の蛇足である云ふ位のことは、誰人も道破し得ることである。それは寧ろ問題ではない、問題は如何にしてこの蛇足が試みられたか云ふ點に存する。それには迂遠ながら本書が「法論」

や「弘明集」に収録せられた事情を明白にして、始めて解決せらるべきと思ふ。尙ほ隋志がこの四字を有るが儘に著録したのも、湛然がこれを無視したかの様に解説を下したのも、いづれも甚だ面白いと思ふのである。

七

次にこの段に來て「弘明集」がその十卷の初稿本から、兎にも角にも現行の十四卷本になつたまでの經過に就て考へて見る。これは最初の豫定では本問題に直接の關係がないから、之を他日に期する積りであつたが、次段に述べんとする所の本書の受けた經過を比較すべき便宜を認めたので、少しく詳細に述べることとする。先づ差當り「弘明集」の初稿本が著者僧祐の手に由りて更に再治せられたことは何ら疑を挾むべき餘地がない。その第一の證據は當初弘明論を題する著者独自の論文として末卷に置かれたものが、後に至り序體に書替へられて全書の後序に擬せられたことである。その事は初稿本の目錄に弘明論あり、また現行本の前序にも『論をその末に附す』と云ふ句があり、未改訂の儘に當初の痕迹を残して居る。之に由りて著者が再治したと云ふことは明白千萬である。第二に現行本には第十二卷首に別序が附いて居る。その末文を讀んで見ると、初稿目錄に缺けたる三檄に道及して居る。之に由りて再治の際に少くもその三檄を増入して、新たに別序を書き加へたものと見なければならぬ。これが第二の證據である。

さてそれならば再治に由りて一切が完成したのであらうか否かを考へて見るに、さきの三檄に限らず、初稿目錄と現行本の内容とを比較すれば、後者の方には澤山増入せられて居る。之は雙方を比較してその出入を對照して見れば

早速に知れることである。例せば神滅論問題關係の杉大なる文書の如きがそれである。該問題は筆者の考證結果では二次に亘り、第二次は天監七年の出來事である。恐らくは再治已後、著者がこの出來事に遭遇してその文書を手するや、取敢へず無造作に之を卷末に綴り込んで、他日の三治を期したものであるまいか。何となればその文書中の王公朝貴の返書六十二通の中には、隨分御座りのものもありて、本集編集の元來の目的たる所謂ゆる「余の撰する所の弘明は、並びに護法の論を集む」云ふことに合致しない嫌がある。しかし現在面を見合す間柄では、甲を捨て、乙を取る云ふことに躊躇する所もあつたらう。而してその内に天監十七年七十四歳の高齡を以て世を辭したものと思ふ。

然らば本集三治の任に當りたものは果して誰人で有つたであらう。筆者の考では恐らくは唐の道宣その人ではあるまいかと思ふ。その第一の證據は隋の費長房の「歷代三寶記」十一には本集の卷數は初稿本その儘の十卷となつて居る。但し麗本だけに一十四卷とあるは、雕板當局が追改したものであらう。所が道宣の「内典錄」四に至りて諸本いづれも一十四卷と注せられた。之に由りてこれまで無造作に綴り込まれて居つたものを、適當の所に置き替へ、その卷第を序次して十四卷の現行定本に拵へ上げたのは、屹度道宣の手に成りたものと思ふのである。尙ほそればかりでない、第二の證據は道宣は實に「弘明集」を増廣して「廣弘明集」を編集した人であるからである。「弘明集」前序に「博練の君子、恵みて増廣せられんことを」云ふ著者が漠然將來に希望を繫いで居たのが、道宣が出て了度その期待を事實にしたのである。加之彼我の交渉は之に止まらない、彼れに「釋迦譜」あれは此れに「釋迦氏譜」あり。彼れに「世界記」あれは此れに「釋迦方誌」あり。彼れに「出三藏記集」あれは此れに「内典錄」正續あり等々。また人

物に就ても彼れも此れも明律科中の人にして護教科を兼ねるもの云へる。さればこそ當時俗間に此れら諸點の酷似からして此れを以て彼れの後身再誕なりと取沙汰した位である。夫れ然かり此人が廣集を編次するに際して、前集の亂雜未整理の儘に捨て置かれたのを見たならば、好し自著に對すると同様の手数を爲さないまでも、必ず或る程度の修治を施すべきであらうと思ふ。

然しながら「弘明集」現行本はこの三次の修改を経たので、もはや完全の域に到達したか云ふに、否と答へざるを得ない。何となれば一つはその總目錄を缺ぐことである。明本を除き他の三本には各卷首に小目錄はあるが總目錄はない、不備云ふべきである。明本に至りてはその小目錄さへも削除した。固より總目錄を作るべくそれ／＼作者の姓字を検索し問題別に文書を區別するのは一寸面倒の仕事であらねばならぬ。故に坊間最近の刻本に目錄を添附するものがないでもないが、頗る精確を缺いで居るのは已むを得ない。今一つの點は別序に「恒標略を辭す」とある、この道恒道標二僧は後秦の主姚興字は子略に對し、その還俗の勸告を謝絶した。この一件の關係文書は現行本では第十一卷に收めて有る。故に第十二卷首の別序を繰上げるか、若しくはこの文書を繰下げるか、いづれかにすべきである。これまた不完云ふべきである。但し未完成は云ひながら、兎にも角にも道宣に由りて一個の定本が出来た。かくしてこそ「開元錄」にも本集が無條件で收入せられることが出来たのであらう。筆者はさきに本集が經錄中に收められて大藏の底本となつたのは、集主僧祐の權威に由るに云つて置いたが、實はそれは道宣を通してのことである。即ち入藏を贏ち得たのは彼此二人同功一體の働であることは云ふ迄もない。

さて如上の絮説は直接には「牟子」と關係する所がない、之からその點を特に考へて見る。道宣は恐らくは「弘明

集」の卷第を序次するばかりでなく、その中の「牟子」にも手入をしたらしい。彼れは「内典録」十に「出三藏記集」の「法論」に關する個所を丁寧録出して、その末文に『たゞ題目を獲て、この録に著るす』と斷りて居る。之に據るに彼れは既に「法論」の實物に接することが出来なかつたやうである。しかしそれに拘はらず「法論」の目次を録出して『牟子』の所に來て牟子ミ大書し『一云蒼梧太守牟子博傳』の十字を夾注して居る。四本ミもに皆同様に傳の字であつて、傳の字ではない。之を見るに彼れがこの十字を讀みて上方の六字は暫く措き、下方の四字を牟子博傳ミ讀んだこゝを疑はない。若し「出三藏記集」の麗本の通りに傳の字ミして見るならば、牟子の著者は別に牟姓を名乗る太守牟子博ミ云ふ人の傳役であると云ふことになつて仕舞ふ。殊に漢制には封國に傳相あるも州郡にはない。道宣が傳の字ミして讀んだのは正しい。若し更に筆者の想像を違うするならば、博、傳、傳三字は字形相似て居るから、中間の博字を取り去り牟子傳の間違ではないかとも思へる。しかしかくの如き場合に態々文字を減らしてまで考ふるにも及ばない。筆者は道宣を信じて牟融字は子博の傳ミ讀むのが正しと思う。この點はこの一大謎語たる十字の解釋上、最初に決定し置くべき一つの重要點であらねばならぬ。

しかし之は單に「内典録」に於て「法論」の目次を録出した場合に就てに過ぎない。但しさきに絮説するが如く若し道宣にして「弘明集」に對し一個の定本を作りたるものミするならば、彼れは「法論」に對しその實物を接手せざるだけに、眷々の情、自ら己み難きものありて、一旦僧祐の手に由りて削除せられたこの十字を再往拾ひ上げて、その手定の「弘明集」定本の小題牟子題下にも書き入れたものではあるまいか。而してその定本が智昇の「開元錄」に取入れられ、大藏雕板當局の底本にもなつた爲に、今日見るが如きものミなつたものではあるまいか。その實は「法

論」に對し僧祐はその愛讀者であり、道宣は徒らに死兒の年齢を僕指する追慕者に過ぎない。若し後者が十字を書き入れたとしても、苟も十字を解釋する上には、彼此の間に輕重を附すべきであらう。何は兎もあれ筆者がさきに經錄家は『牟子理惑』の四字を「弘明集」から取入れ、十字を「法論」から拾ひ上げたこと云つたのは、如上の經緯を略示したのである。所謂ゆる經錄家とは、この道宣を指したのである。尙ほ智昇の如き經錄家は有る儘に十字を存置し、少し彼れに後れて出た湛然は少くもこの十字中「蒼梧太守」を無視したかの様に解説を試みたのは、いづれも皆面白い事と思ふ。

八

次にこの段に來て愈々「弘明集」ではない、その内に入りて現在に傳つた牟子その物が、最初の單行本時代から「弘明集」初稿本に収録せられたまでの經過を考へて見る。それが丁度「弘明集」その物の受けて來た經路に似通つて居ると思ふ。抑も一大謎語とも謂ふべき問題の十字は如何に消釋すべきであらうか。先づ前段に云ふ通りその下方の四字は道宣の讀方に從ひ、牟子博傳と題する一部別個の書であること見るべきであらう。元來傳の字を附するものに色々の種別がある。先づ經部に屬する經傳がある即ち傳注である、之も始から經文の下に割注にされたものではないが經に傳に切りても切れないものである。次に史部に屬する正史の中に普通の列傳があり、更に著者の自叙傳がある即ち後者は叙傳である。それはその書全體の序でもあり本人の傳でもある、之も同一人の作にして切りても切れないものである。次に史部雜傳中に著錄せらるゝ別傳がある、これは始からその人を傳するのであつてその書を傳するの

ではない而して勿論別人の作である。切り離さる場合が多分を占めて居る。しかしその内にも時代の隔たりがあり、その書に由りてその人を知るべきものは、その人を傳するは畢竟その書を傳する所以であるとも云へやう。この特殊の事情あるものに限り、その書から見れば叙傳の役目を爲すものも云へやう。今牟子に就き牟子博傳と題する一部別個の書があるを見るならば、部屬から云はゞ牟子は子部の一書なるにもせよ、史部雜傳中に屬すべき別傳が出来たこともまたそれが叙傳として本書に附隨する様になつたことも自然可能であらう。何は鬼もあれ六朝を通じて別傳を作ることの流行したことは事實である。隋志に著録せらるゝものは僅にその數部に過ぎないけれども、章宗源氏は綿密に諸書の引用中から、隋唐志に著録せられざる別傳一百八十四家の書題撰號を「隋經籍志考證」中に考据列記して居る。筆者もその上に若干の補遺を爲し得る。若し既佚の書數をも見込んだなら、夥しき多數に上るべきは想像に難くない。如何に別傳流行の時代であるか、想見さるゝ。然らば牟子の發見に次ぎ一好事者ありてこの流行の趨勢に驅られて牟子博傳なる一書を物せぬとも限らぬ。それが又その人を傳するはその書を傳する所以であるから、いつの間にか本書に附隨する様にならぬとも限らぬのである。

この最後の場合に就き極めて無造作に牟子の本書に牟子博傳が一所に綴込まれたものにするならば、その書の表題は何も書かれたであらう。或は一方の牟子でも通用したであらう、或は他方の牟子博傳でも相濟むことであらう。して見るに陸澄の「法論」を編集した際に彼れの入手した資料中に後者に屬するものがあつたではあるまいか。そこで彼れは「法論」牟子題下に記録するに際し彼れ自らの手に由りその題上に『一云』の二字を附加したものであるまいか。即ち『一云』は一本の表題には蒼梧太守牟子博傳となつて居るぞ云ふ意味である。しかしながらこの綴

込本の表題を牟子と題するのはまだしも、牟子博傳と題するのは丸で庶を貸してお母屋を取られたやうで相濟まぬ云ふならば、牟子博傳の下に傳の字が今一字あつたかも知れない。この場合の傳字は附字と相通じて附隨の意味を顯はす。個様の事は少し穿鑿に過ぎる云ふならば差控えて置かう。何にもせよ子部の書に傳の字が如何にして紛れ込みしか。もし子部の本文に關する解釋ならば古代に在りては解云ふべきである、今その邊の様子は一向見當らない。また勿論子部の書に作者自身の叙はあるべきである、しかしそれは叙であつて傳云はない、正史の叙傳に例すべきでない。それから校定者の叙録ならばそれは叙録でありながら傳云はれないこともない、淮南の離騷傳はその例であらう、之は必ずしも集部に限らない。しかしそれは六朝時代の別傳なるもの、原始形の一つでもあらう。いづれにしても作者自身の手になつたものではない。今この場合傳の字や一云の字を如何に消釋すべきか、之を消釋するに本書以外に別個の文書として傳と題するものがあつたと思定するのが一番穩當であらう云ふだけの事である。尙ほこの問題は更に本書前序の内容からして更に考論すべきものと思ふからその點は後段に譲りて置く。

しからば十字の謎語の内に中間の『蒼梧太守』の四字だけが残つた。之は如何に消釋すべきか云ふに、それに就いて現行本の前序に牟子は一生仕官しない云ふ所から見、全然間違であり、跡から紛れ込んだものではなからうか云ふ位のこと、誰人も一目の下に窺破し得る所である。更に湛然の如き當時本書單行本に接するこの出來たものが、その解説に之を無視したかの様に振舞つた點から見ても亦然り云へやう。さて然らばこの四字は如何なる經路を辿りて紛れ込んで來たか、此所に至りて之を説明すべき要がある。固り個様の事は的確の證據を擧げることは出來ない、それが出來れば今日問題にもされないで、疾くの昔に濟んで仕舞ふ次第であらう。さて筆者の意見では牟子

は勿論一生仕官しない、蒼梧出身の一逸民を以てその一生を終始したに相違ない。けれども前序の叙述に據るにその土地の州牧郡守から優遇せられて、屢次使者の役目を仰せ附けられた、但しいつもそれを實行せんとする間に至り、中止しなければならなかつただけの事である。そこで漢末一般の風習を見るに魏の徐幹の「中論」譚交篇に據るに、當時上は公卿大夫より下は郡守縣令に至るまで、肝心の公務を差置き賓客の爭奪に狂奔した光景が歴々描寫せられて居る。所謂ゆる「公卿大夫州牧郡守より王事を恤ひず、賓客を務めみなす」は、いかにも破的の言であらう。然かり邊鄙の蒼梧地方も御多分に漏れず、かくの如き風習は随分流行したものであらう。されば牟子もその才學辯舌の優越を認められて、否應なしにその郷貫の太守から客分扱にされ、捨扶持位は平生貰受けて居つたものであらう。かく恩義の枷を掛けられて居るので使者の役目を命ぜられて、無下に謝絶するこゝが出来なかつたに相違ない。若し果して然らば牟子傳傳の姓名に冠する肩書を入用する場合があつたミスれば、既に仕官しない以上は官制上に規定せらるゝ官名を附する譯に行かぬ、しかし何ミか物體をつけて見たい、相當苦心の揚句に蒼梧太守賓客或は賓師ミでも肩書したのではあるまいか。その所が更に若干諸人の手を漕る間に、賓客ミ云ふのも何だか可笑しいミ云ふ様事から、上方の蒼梧太守四字ばかり残り、下方の二字が刊落したのではあるまいか。その實は一寸も可笑しくないのである、此所は官制上の官名でありてはならない、太守ミ牟子ミの個人關係を表示すべき爲には、賓客賓師と云ふ様な文字こそ最も適當であるミ云へやう。以上單に筆者の意見を提案して置くだけの事である。

九

さて話は前に戻りて陸澄は本書に對して如何に取扱つたであらうか。當時書厨に稱せられた彼れはその異本の有無も考へたらう、文字の異同も調べたらう、況して勅を奉じて編集するのであるから相當の責任を以て事に當りたものと思ふ。しかし餘り見苦しい程のものでなかつたのか、左程手入をしたやうに見へない。先づ牟子に就ては單行本として二卷或は三卷の卷別があつた。之を「法論」に稱する總集中に收むる上から之を削除して一篇とした位の事であらう。牟子の書名も牟融の撰號もその儘にして置いたらう、或は撰號の上には『後漢太尉』も冠ふさつて居たかも知れない。それから彼れ已前より綴入れて居た牟子博傳もその儘にして置いたらう、『蒼梧太守』だけでは間違ひか思へない表題も別に手入しなかつたことは十字の夾注に由りて推知せらるゝから、その他は推して知るべきである。但し之に由りて彼れの用意の在る所は諒知せられないではない、即ち苟も牟子を読みてその著者の何人たるかを知らんむ欲せば、一方の牟子博傳を一讀せば了然たるべしと云ふ積にて、敢へて之を切離さず綴込本の儘に之を収録して置いたのであらう。

然らば僧祐に至りて如何に之を取扱つたか。彼れは恐らくは平素座右に法論を置いて之を愛玩し、この牟子の綴込本の儘になつて居るに満足せず、自ら「弘明集」を編集して之を収録するに當り、十分手入をなし一つの定本を作りたのではあるまいか。その證據は先きに云つた通り從來書名にして有つた牟子を著者の名とし或は少くも著者の名に兼用した、而して書名としては新たに理惑を命名したこゝである。かく新たに書名を立つるこゝは甚だ容易ならざる事である、少くも校定者にして始めて爲し得べき事である。例せば「荀子」が始めは孫卿子であり、中ごろ孫卿新書であり、更に荀卿子と題せられるのは、校定の都度、書名の變更せられたからである。それは獨立の一書なれ

さも總集中に収録するこの場合は一層自由であらう。今一つの證據は僧祐の斷然十字を削除した點である。之は單なる校定に止まらず、恐らくは彼れが本書の前序ミ牟子博傳ミを資料ミして雙方を切取り繼合せ現行本前序の形に改作した爲に、最早やこの十字は不用である計りか『一云』の字の如きは何の意味をも爲さない却りて目障になるばかりであるので敢然斧鉞を下したものであるまいか。但し個様の事は若しそれが獨立の一書ミしてならば、校定者ミして叙録の體に書き下し飽く迄第三者の立場を明白にし何處にか自己の姓名日時を自署すべきである。たゞひそれが總集中の一篇であるとしても恰かも本書著者自身の筆に成るかの如く前序の體に書き下すべきではない。要するに陸澄の本書に對する態度は之を姑息に失し、僧祐のそれは之を武斷に失するミ謂ふべきであらう。

筆者のかくの如き疑議を持つ理由は他に非ず、先づ前序改作の方から述べる。本書に本來たとひ數行程度のものにせよ前序らしいものがあつたらうミ云ふことは一部の體裁から見ても分かる。後序がありて全書を結んで居ながら、卷頭突然第一篇から書出されたものミは思へない。且つまた文章の照應から見ても分かる、後序に『子の理する所』云々の句がある、この句ミ遙かに呼應せねばならぬ何物か、最初に有りて欲しい。果して現行本前序結末に『名けて牟子理惑ミ曰ふミ云ふ』のが丁度それに相當する、此句が本來前序の結尾でもあつたらう。尙ほその直前に『世俗の徒、これを非するもの多し』已下は世人を向ふに廻はして云ふべき口吻である、即ち自叙ミしては妥當なるも傳中の叙述ミしては讀下し難い。『默せんミ欲せんか能はず』ミ云ふに至りては愈々然かりである。要するに結末の一段は改作の際に從來有つた前序をそのまゝ當筈めたものがなあらう。

轉じて起首ミ結末ミを讀較べて見る。先づ眞つ先に牟子の對外的態度の前後相違するに眼を惹く。起首には『五經

を以て之を難す』とその態度を執りたる所から『之を孟軻の楊朱墨翟を距くに比す』と、恰も孟子の再生の如く譽めそやされて居る。此邊は牟子を第三者として取扱ふ作傳者の語氣としてのみ妥當であらねばならぬ、自註自讀の文句としては可笑しい。且つ此邊の對外的態度は全然儒家的である。所が結末に行つて見るに俄然豹變して居る、即ち『志を佛道に鋭にし、兼て老子五千文を研す』と云ふのは佛主道從の態度である。また『玄妙を含んで酒漿をなし、五經を玩んで琴箏をなす』と云ふのは佛家本位でありて、道儒兩家はいづれも從位に置かれる、既に此所に來てはもはや儒家的ではない、全く雜家的である。但し此方が恐らく牟子自身の本色であつたであらう、何となれば本論に『五經は五味にして、佛道は五穀』と云ふ語がある、彼此の間に遙かに聲息相通するものがある。隨つて此方が本色なればこそ『世俗の徒』からして『五經に背きて、異道に向ふ』と云ふ非難の聲を浴せ掛けられたのである。若し起首に云ふが如き五經一點張であつて、眞に孟子の再生でもあるかの如く殊勝に振舞つたならば、個様の非難を受くべきでない。しかしながら牟子の本色は却りて此れに在らずして寧ろ彼れにありたればこそ、當時儒家全盛の時代少くもその情勢持續の時代に、作者をして牟子の述作を餘儀なくさしたのである。要するに起首と中腹の兩段はその大部分は改作の際に從來附録的に綴入れてあつた所の牟子傳から補填せられたものであつたらうと思はれる。

尙ほ今一つ肝心の事はこの改作の際に、いつの間にか牟子の名字が落ちて仕舞つたこと云ふ疑議である。全體この改作に云ふことは徹頭徹尾文體の關係から來て居るを見る。最初陸澄にしても、傳體のものを論集中に入れてならぬこと云ふ位のことには知りながら、作者の人物閥歴を傳へずには置かれないので暫く姑息の方法を執りたのであらう。僧祐は之を繼承して敢て改作せんとした、所が牟子を單行さして置くならば叙録若くは序跋を附したら宜しい、それなら

作者の名字をその中に挿入し、牟子は名は融にして字は子博とするのは何でもない、否な之を挿入することこそ當然である。然しながら總集中に収録する上からはこの牟子に限りて前後の諸篇にない所の叙録を附するのは體を失するに云ふ邊からは傳文を論集に入れるのミ大差ない。そこで是非共牟子自叙の體にせねばならぬ、それならば集中その例に乏しくない。然るに自叙するには自己の名字を吹聴する場所がない、已むを得ずんば「牟子理惑」の題下でも夾注すべきであらう。更に已上は文體の關係から見たのであるが、また改作の責任に云ふ方からも考へて見ねばならぬ。例へば僧祐は自作の論文弘明論を「弘明集」再治の際にその集の後序に改作した、之はいづれも自作であるから何返改作しやうとも勝手である。しかし他人の作品に對して改作を試みるのは、武斷を通り越して越權に云はれても仕方がなからう。そこで萬々已むを得ざるものにしても原作を切取り繼合す程度にして置くべきである。殊に今の場合はその原作が二人の手に成り文體も一つは傳體一つは叙體の相違があり、之を繼合せて恰も一手に出づるが如くするのは、到底不可能の事であらう、之が前後の矛盾を暴露する所以である。要するにさすがの僧祐も改作の際に當り進退兩難に陥つたものではあるまいか。

終りに全書校定の一般に就て見る。此方は普通校定者の行方と替つた所はないやうである。即ち全書に亘り篇第を訂正した所もあらう、「輔行傳」引用の内に、篇を越へて彼此を繼合せた様に見ゆる所がある、それは訂正以前の單行本がその様になつて居たものと見るべきであらう。また繁蕪を刪節した所もあらう、「輔行傳」や「太平御覽」引用の内に佚文を覺しきものがある、それは單行本にあつたのが刪節せられた爲に個様の結果になつたのであらう。要するに道宣の「弘明集」に加へた手續に僧祐の「牟子」に加へたそれと大體似通つて居る。元來校讐に云ふ事は斯道

の學者に取りて並大抵の事でない、殊に唐以前の卷子本時代に於てはその書を總集に収録したりまた經錄に銓次したりするに際し、單に底本の撰擇や文字の校勘に止まらず、可なり大胆に振舞つたものだ云ふことを附加へて置く。

十

如上逐段筆者は本書の外形方面に關する卑見の大體を述べたので、此所に便宜上洪氏以下諸氏の意見を歴評する。それがまた卑見の要領を再掲し彼我の相違を鮮明にする所以でもあると思ふから。

先づ洪順暄氏の隋唐三志の著録に注意したのは本書研究上に一個の指針を示唆する。しかし氏は單にその一致點を指摘したゞけでその相違點に道及しない、その方にも暗示せらる所があるのにそれを見落して居る。但し他の諸氏の凡てが殆ど隋志のみに根據して云爲するのミ比較すれば確かに卓越して居る。次に氏は年代の懸隔を論據として牟子の大尉牟融に非ることを斷定したのは頗る宜しい、但しそれに拘はらず依然本書の舊題を存置したのは、三志の一致點のみを見た誤からも來て居やう、又周氏の所謂『好古の過』でもあらう。之に就き洪氏は兎も角も錢太昭氏の「補續漢書藝文志」の本書題下に、矢張り隋志を襲ひ『融、字子優、官太尉』ミ御丁寧に附け加へたのは一層酷い。要するに此點は隋志としては或は纒重ミ稱すべけんも輒近の學徒としては固陋の譏を甘受せねばなるまい。次に洪氏は蒼梧太守の下に従事、椽、史等の字を脱したのではあるまいか云ふ疑議を提出して居る。また今一つ牟子はその著述以後に太守ミなつたかも知れない、それで後人が追習したのではあるまいか云ふ疑議をも提出して居る。如何に彼れが十字の謎語を消釋するに苦心したかゞ察せらる。しかし後者は之を支持すべき傍證なき限り今更取上げて

問題すべきでない。また前者は若し氏の試案の通りに従事、椽、史等の字を脱したとするならば、これらは州郡の官制上に立派に規定せられた官名である、随つてこれらを名乗らせる必要があるならば當該郡名の下に直ちに蒼梧椽とか蒼梧史とか云へば澤山である。「三國志」士燮傳に「師友従事」の珍名が出て居る、従事は少々融通がきくやうである。兎もあれもさうく太守の字を消釋すべき爲に提出した試案でありながら、太守の字を不用視する破目になつて仕舞ふ。筆者の敢て氏に従はずして別に賓客の案を提出した理由は此所に存する。しかし氏の太守の下に脱字あるべしと云ふのは、十字研究上に一個の指針を示唆するの功を認めずには居られないのである。

次に梁啓超氏は胡適氏も批評する通り、何ら動かすべからざる確證を前提せずして、頭から本書を以て晋宋間人の僞託に臆斷した。その先入爲主の見から本書の僞作者、始めは笮融に託し終りは太尉牟融にまで持つて行つたものと云ふ、笮字と牟字と字形相似て居る云々。周氏は之を駁して若し然らば前序に笮融が朱皓を殺した悪事なきを態々提出する代りに、彼れの佛寺を建立した善行なきを歴擧すべきではないかと云ふ。筆者の見る所では「弘明集」中に正誣論一篇あり、それに據るに東晋以後彼れは佛教徒の間にすらも評判の悪い男だに云ふことを附け加へて置く。晋宋間人の佛教徒がこの不評判の男に假託する氣遣はない。しかし梁氏が太尉牟融に持つて廻つた理由として、それを求佛の明帝に引つ掛けた點は、その點だけを切離せば『後漢太尉』の消釋上、多少の示唆がないでもない。更に周氏は梁氏を駁して梁氏が後漢一代牟融に云ふ人は只一人しかないと思詰めたのが根本の間違であるとして、漢末に二人の張温があることを指摘した。筆者は更に同一明帝時代にさへも、文苑傳に西羌傳に二人の傳毅が有りたことを附け加へて置く。

終りに周明泰氏は隋志の牟子を以て本書以外の全然別書であるを主張したやうである。個様の事は太尉牟融の本傳に著述あることを明記して有るなれば格別、若し然らずんば古書の引用中に牟子と題する佚文があり、しかもその内容が本書のそれと正反對のものであつて、佛道二家を排撃したものとしか見へないものを發見せざる限り、取り立て、問題にする程の價值がない。例へば現行本の「劉子」の作者を普通に梁の劉勰として居るけれども、その書の内容が佛敎に反對する所があるから、恐らく親佛家の劉勰ではあるまい、寧ろ排佛家の北齊の劉晝でこそあるべきだ云ふ議論が成り立ち得るのである。且つ周氏の云ふが如く單に隋志に儒家に列するから云ふならば、新舊唐志が之を道家に列するのは何故ぞと反詰せねばならぬ。要するに隋志を偏信するの過誤である。更にまた氏は隋志に二卷であるのに本書の紙數は一卷にも足りない云ふ。これは本書が總集中に收録せらるゝ際に當然原書の卷第の削除せらるべきと云ふことに想判せず。また卷子本時代の書籍は現今と違ひて、章學誠氏の所謂『唐より以前は分卷甚だ短し』（文史通義、篇卷）の事實を看過した過誤でもある。況して「輔行傳」に三卷と明記してあるをやだ。卷數のこなぎは別書の根據としては頭から問題にならない。

しかし周氏の別書なるものは直接本書に關係を持つものでないから、強いて取上げるに及ばない。その本書に對する意見として之を別個の眞書と云ひ、前序は傳と論とが元來分行して居たのを僧祐が合して一卷となし、かつ傳文を刪節した所があるかも知れないと云ふのは、確かに一大卓見であつて頗る肯綮に中つて居る。筆者も氏と同様にこの傳論別手と云ふことを假定することなしには、到底本書の前序を消釋することは出来ないと思ふ。但し氏のこれに對する論據は筆者のそれと大に異なる所がある。氏は一つの論據として若し此傳が牟子の自序であるとするれば、『所

叙の事實は後論の義と絶えて相渉らず」と云ふ。この意味は牟子の闕歴などは理惑論の内容と無關係だ云ふ意味らしい。筆者は之に對して甚だ贅意を表し兼ねる、牟子の平生が諸子に博通して雜家的であること、その對論に長じて好辯的であること、が、彼れをして本書を述作させた素因ではあるまいか、決して無關係でないと思ふ。今一つの氏の論據は牟子の人物は「淡泊に甘んじ仕進を絶つ、また何ぞ必ずしも大守州牧の相邀請することゝ叙して以て自ら重んぜんや」云、筆者は之にも贅意を表し兼ねる。牟子の辯達の技倆はまた一方に縱橫家的の所ありて使者の役目を果すに適當して居る。そこで州牧郡守から引張り風にされる、若し本人にその氣があるなら隨分立身出世も出来る譯である、かくの如き材能の持主なればこそ明哲保身の必要もあるべく、俗念を抑制する不斷の努力も入用であらう。世の中に無能無爲のものが動もすれば遁世呼ばりをするのは片腹痛い話ではあるまいか、故に單に州牧郡守の邀請を直叙するだけならば、自叙として別に不都合もなからう。要するに周氏の提出した二個の論據は甚だ薄弱であつて、傳論別手を立證するに足らない。宜なる哉胡氏のそれを默殺して依然前序を以て『牟子自述』云ひ『自叙傳』と稱して、それに耳を貸して舊説を覆へそう云しないのは無理もないと思ふ。尙ほ周氏は僧祐の改作に就ては何等の根據も提示しないから批評の仕様がなない。また本書の眞書である云ふ周氏の卓見は次段に譲つて置く。何は兎もあれ氏の傳論別手説にもせよ僧祐の改作説にもせよ、本書研究上重大なる示唆を含み從來行詰れる局面を打開さす偉功を認めずには居られないのである。

終りに周氏の十字の解決として提出した試案は甚だ奇怪に覺える。それは外でもない、この十字を讀下して蒼梧の太守の作る所の牟子博の傳云することである。丸で我邦中古の日本天臺の口傳口訣、ないし宗論の場合にでも出そう

な一種珍無類の讀方である。氏はかくの如き讀方に由り傳文の作者を蒼梧の太守に歸する考である。果して然らば筆者の指摘するを待たず、若し個樣の場合には蒼梧の上には必ずその人の姓を冠して太守の二字を省略すべきである。例せば桓南郡ミか謝宣城とか云へばそれで澤山である。今の場合はもミく蒼梧太守の四字を消釋する爲の試案である。それに拘はらず太守の二字を不用視する破目に陥つて仕舞ふ結果になる。且つ是非とも太守の二字を活かさうとせば更にその下に姓名を具署し更にその下に所作の二字を入れてもまだく面白くない、所詮牟子博傳の四字を蒼梧の上に置替ねばなるまい。宜なる哉胡氏が之に對して太守の二字は後人の『誤加』なりミあつさり片附けて仕舞つたのは無理もない。しかしそれではこの二字が如何なる經路を辿つて誤加せらるゝに立到つたのか、依然問題を片隅に押遣り未解決の儘に残して居るこゝになるのは已むを得ない。

已上諸氏を通じて大藏本四本の比較を試みず、況して『出三藏記集』の初稿本目次に觸れない、單に明本のみに據り而かも大藏本一切が最初から漢牟融撰ミ署せられたかの如く速斷して、自己の研究を出發した點に大なる疎漏がある。それは暫く恕するこゝしても手近にある所の隋唐三志の比較さへ行届かない點あるのは甚だその意を得ないと思ふのである。さて本書内容方面に關する諸氏の意見ミその批評ミは自下に段を逐ふて之を説かん。(未完)